

山梨県乳幼児医療費助成事業費補助金交付要綱

(目的)

第1 この要綱は、乳幼児疾病の早期発見と早期治療を促進するとともに、乳幼児を大切に育てる環境づくりを推進するため、市町村が支給する乳幼児医療費助成事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助することにより、乳幼児の保健福祉の増進を図ることを目的とする。

補助金の交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(用語の定義)

第2 この要綱において「乳幼児」とは、満6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

2 この要綱において「保護者」とは、親権を行う者、後見人その他の者で乳幼児を現に監護する者をいう。

3 この要綱において「医療保険各法」とは、次の各号に掲げる法律をいう。

(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）

(2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）

(3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

(4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）

(5) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）

(6) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

4 この要綱において「保険給付」とは、医療保険各法の規定する療養の給付、並びに保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費及び特別療養費の支給をいう。

ただし、乳幼児のうち満5歳に達した者にあつては、その達した月の翌月以降は入院に係る療養に限る。

5 この要綱において「一部負担金」とは、医療保険各法の規定により保険給付を受ける者が負担すべき額をいう。

(補助の対象)

第3 この補助金は、市町村が支給する乳幼児医療費助成金（以下「助成金」という。）に対し交付するものとする。

(補助金の基準)

第4 この補助金の交付の対象となる助成金の範囲は次のとおりとする。

1 支給対象者

その市町村の区域内に居住している乳幼児の保護者で、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民票に記載されている者、又は医療保険各法の規定により保険給付を受けることができる者とする。

ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯に属する者、重度心身障害者医療費助成対象者及びひとり親家庭医療費助成対象者を除く。

2 対象となる助成金の額

医療保険各法による医療費の一部負担金等（家族療養費附加金及び他の法令等の規定により医療費の給付を受けた場合は、その額を除く。）とする。

（補助基本額及び補助率）

第5 この補助金は、第3及び第4により市町村が当該年度に支給した対象助成金の合計額を基本額とし、その額に2分の1を乗じて得た額を交付するものとする。

（交付申請）

第6 この補助金の交付を受けようとするときは、様式1による交付申請書に関係書類を添えて6月末日までに知事に提出しなければならない。

（交付の条件）

第7 この補助金にかかる助成金の支給を中止し、又は支給内容及び支給方法について変更しようとするときには、知事の承認を受けるものとする。

2 この補助金にかかる予算及び決算との関係を明らかにした帳簿その他証拠書類を整理し、事業年度終了後5年間保管しなければならない。

（交付の方法）

第8 この補助金は、概算払いをすることができる。

2 補助金の概算払を受けられる額は、補助金交付決定額の60%以内とし、残額については精算払いとする。

3 補助金の概算払を受けようとするときは、様式5による概算払請求書を、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

（変更申請等）

第9 この補助金の所要額に変更（補助金の増額を伴わないものを除く。）が生じる場合は、様式2による変更交付申請書に関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 事業を廃止し又は中止する場合は、様式3による事業中止（廃止）承認申請書を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第10 この補助金についての実績報告は、事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して、1か月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、様式4による実績報告書に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(年度区分)

第11 この補助金の交付の対象となる助成金の年度区分は、市町村が当該助成金を支給した日の属する年度とする。

(報告及び検査)

第12 知事は、必要があると認める場合には、市町村長に対し報告を求め、又は関係職員をして帳簿その他関係書類を検査させることができる。

附 則

この要綱は、昭和48年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和52年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和53年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和54年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和59年10月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 6年10月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 8年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 9年10月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年 1月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年 6月17日から施行し、平成17年 4月 1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成18年 3月29日から施行し、平成18年 7月 1日から適用する。

2 この要綱による乳幼児医療費助成金の規定は、適用日以後の診療分について適用し、適用日以前の診療分の取扱については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成18年10月 1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年 6月20日から施行し、平成20年 4月 1日から適用する。
- 2 この要綱による乳幼児医療費助成金の規定は、適用日以後の診療分について適用し、適用日前の診療分の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成24年 7月 9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3年 6月 1日から施行し、令和 3年 4月 1日から適用する。

様式1

第 号
(元号) 年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長

(元号) 年度山梨県乳幼児医療費助成事業費補助金交付申請書

このことについて、山梨県乳幼児医療費助成事業費補助金交付要綱の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 交付申請額 金 円
- 2 添付書類
 - (1) 乳幼児医療費助成事業費補助金所要額調書 (別紙様式1、1-1)
 - (2) 乳幼児医療費助成事業費補助金所要額調書 (別表)
 - (3) 歳入歳出予算 (見込) 書抄本

様式2

第 号
(元号) 年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長

(元号) 年度山梨県乳幼児医療費助成事業費補助金変更交付申請書

(元号) 年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた(元号) 年度山梨県乳幼児医療費助成事業費補助金について、次のとおり交付額を変更して交付されたく、関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額	金	円
2 当初交付決定額	金	円
3 差引増減額	金	円
4 添付書類		

- (1) 乳幼児医療費助成事業費補助金所要額変更調書(別紙様式2、2-1)
- (2) 乳幼児医療費助成事業費補助金所要額変更調書(別表)
- (3) 歳入歳出予算(見込)書抄本

様式3

第 号
(元号) 年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長

(元号) 年度山梨県乳幼児医療費助成事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書

(元号) 年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた(元号) 年度山梨県乳幼児医療費助成事業費補助金について、次のとおり中止（廃止）したいので、承認されたく、関係書類を添えて申請します。

1 中止（廃止）理由（できるだけ具体的に記入すること。）

2 中止（廃止）年月日

3 添付書類

- (1) 交付申請書（写）
- (2) 交付決定通知書（写）

様式 4

第 号
(元号) 年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長

(元号) 年度山梨県乳幼児医療費助成事業費補助金実績報告書

(元号) 年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた (元号) 年度山梨県乳幼児医療費助成事業費補助金の実績について、次のとおり関係書類を添えて報告します。

- | | | | |
|---|--------|---|---|
| 1 | 補助金所要額 | 金 | 円 |
| 2 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 3 | 差引額 | 金 | 円 |
| 4 | 添付書類 | | |
- (1) 乳幼児医療費助成事業費補助金精算書 (別紙様式 3、3-1)
 - (2) 乳幼児医療費助成事業費補助金精算書 (別表)
 - (3) 歳入歳出決算 (見込) 書抄本

第 号
(元号) 年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長

概 算 払 請 求 書

(元号) 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった(元号) 年度山梨県乳幼児医療費助成事業費補助金について、次のとおり概算払の請求をします。

1 概算払請求額 金 円

2 内訳

補助金交付 決定額 ①	既概算交付額 ②	差 引 額 ①-②=③	今回概算 請求額 ④	備 考

3 概算払い請求の理由

4 支払いの先

金融機関(本支店名) _____

預金種別(当座・普通)

口座名 _____ NO・ _____